

除外要件整理票

番 号	①			
土地の概要	所在地	丹波篠山市黒岡甚左衛門浦ノ坪291番1	面積	3, 270 m ²
	公簿地目	田	現況地目	田
	所有者の住所	丹波篠山市黒岡	所有者の氏名	A
	効率的かつ安定的な農業経営を営む者(担い手)の利用集積該当	該当有り	利用集積の該当面積	
		(該当無し)	担い手の氏名又は組織名	
		利用集積の内容		
土地改良事業実施状況	ほ場整備事業 鏝市5工区 (昭和55年3月26日完了)	担い手以外の権利設定関係	該当無し	
事業者	住所	京都府福知山市		
	氏名	B	職業	小売業
	土地所有者との関係	—		
事業概要	施設等の概要	食料品店舗の設置及び駐車場拡張		
	実施する理由	計画地の隣接地において事業者が経営する食料品店舗は、開店から約30年が経過する。この度既存店舗の建物は残して活用しつつ、既存施設用地と計画地で新たな店舗の設置と、駐車場の拡張を計画するため、農用地の除外協議を要する。		
	実施する時期	令和9年11月開業予定		
○農用地区域からの法定除外要件（農振法第13条第2項）農振除外の6要件				
要件		照 合 結 果		
1号 (代替性、具体性)		<ul style="list-style-type: none"> ・別添資料のとおり具体的な転用計画があり、必要かつ緊急性が認められる。 ・申請地以外の用地選定も実施。別添の用地選定調書参照。 		
2号 (地域計画への影響)		<ul style="list-style-type: none"> ・今回除外申出面積は城北地区地域計画区域内の農用地等面積の0.1%であり、除外による地域計画達成への影響は認められない。 		
3号 (農業への影響)		<ul style="list-style-type: none"> ・計画地は、西及び南の2辺を農用地区域以外に接し、東の1辺を道路に接する縁辺部である。地形的連続性や農作業の連続性を損なうものではなく、効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないと認められる。 		
4号 (農用地利用集積への影響)		<ul style="list-style-type: none"> ・現在利用権が設定されておらず、利用集積に支障はない。 		
5号 (土地改良施設への影響)		<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設には手を加えず、工事中及び完成後においても十分な土砂流出防止措置を講じるため、土地改良施設の機能及び他の農地への影響は認められない。 		
6号 (ほ場整備完了後8年以上経過)		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年3月26日 ほ場整備事業工鏝市5工区工事完了。ほ場整備後、8年以上経過している。 		
市町の総合判断				
上記の1～6号要件を全て満たしており、除外はやむを得ないものと思われる。				